

改訂15版

東京都

屋外広告物条例の解説

- 監修/東京都都市整備局
都市づくり政策部緑地景観課
- 編著/東京都屋外広告物研究会

〈追補〉（平成26年7月）

大成出版社

現 行

16頁 6 行目

う。同法第82条の2及び第83条

16頁12行目

図書館法（昭和25年法律第205号）

26頁18行目に追加

改正後

う。同法第124条及び第134条

図書館法（昭和25年法律第118号）

<p>六 東京都市計画 地区計画古川親 水公園沿線景観 形成地区地区計 画（平成23年江 戸川区告示第 442号。以下こ の項において 「当地区計画」 という。）</p>	<p>江戸川区江戸川 四丁目、江戸川五 丁目及び江戸川六 丁目各地内</p>	<p>一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等（同条ただし書の規則で定める基準に適合する場合を除く。）については、次の基準に該当するものであること。 （一）建築物の屋上へ取り付けないこと。 （二）赤色光を使用しないこと。 （三）光源が点滅しないこと。 （四）表示面積の合計は、当地区計画で定める景観街区C（以下この項において単に「景観街区C」という。）にあつては20平方メートル以下、当地区計画で定める景観街区D（以下この項において単に「景観街区D」という。）及び当地区計画で定める景観街区E（以下この項において単に「景観街区E」という。）にあつては10平方メートル以下であること。 （五）土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、景観街区Cにあつては10メートル以下、景観街区D及び景観街区Eにあつては5メートル以下であること。</p>
<p>七 東京都市計画 地区計画二之江 西地区地区計画 （平成23年江戸</p>	<p>江戸川区春江町 四丁目、春江町五 丁目、西瑞江五丁 目及び江戸川六丁</p>	<p>一 条例第13条から第17条までに規定する広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等（同条ただし書の規則で定める基準に</p>

現 行

--	--	--

53～54頁の表

① 屋外広告物の種類		
1	広 告 塔	多角柱もしくは円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの。球形、多面体を含む。
2	広 告 板	広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの。建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。
3	小 型 広 告 板	広告表示面が板状で、1面に表示されたもので縦・横共に1m以下のもの。
4	は り 紙	紙等に印刷又は手書された広告物で他の物件に貼付するもの。
		ペニヤ板、プラスチック板、ブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものをはり、若しくは差し込む

改正後

<p>川区告示第437号。以下この項において「当地区計画」という。）</p>	<p>目各内地内</p>	<p>適合する場合を除く。)については、次の基準に該当するものであること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこと。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、当地区計画で定める景観街区A（以下この項において単に「景観街区A」という。）及び当地区計画で定める景観街区B（以下この項において単に「景観街区B」という。）にあつては10平方メートル以下、当地区計画で定める景観街区C（以下この項において単に「景観街区C」という。）にあつては20平方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、景観街区A及び景観街区Bにあつては5メートル以下、景観街区Cにあつては10メートル以下であること。</p>
--	--------------	---

① 屋外広告物の種類

1	<p>広 告 塔</p>	<p>多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの。球形及び多面体を含む。</p>
2	<p>広 告 板</p>	<p>広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの。建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。</p>
3	<p>小 型 広 告 板</p>	<p>広告表示面が板状で、1面に表示されたもので縦・横共に1m以下のもの</p>
4	<p>は り 紙</p>	<p>紙等に印刷又は手書された広告物で他の物件に貼付するもの</p>
		<p>ペニヤ板、プラスチック板及びブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込</p>

現 行

5	はり札等	等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でするし又はくくりつける等容易に取りはずすことのできる状態で取りつけたもの。
6	広告旗	表示面積 3㎡以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易に取りはずすことのできる状態で立て又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
7	立看板等	木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に紙その他のものを張ったもの、又は直接塗装・印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等。
8	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱（電話柱、都電柱を含む）、街路灯柱に取付けた広告物。
9	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取付けた広告物。
10	宣伝車	自動車登録規則（昭和45年、運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物。
11	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	電車、バスの車体に長方形の枠を利用して表示した広告物。
12	上記以外の車体利用広告物	11以外の方式による電車、バスに表示した広告物及び乗用車、貨物自動車に表示した広告物。
13	アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱を利用して又は気球に広告表示したもの。
14	広告幕（網）	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの。表示面積 3㎡を超えたのぼりを含む。なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは前記2の広告板として扱う。
15	ア　　チ	道路上を横断して設置するもの。広告幕（横断幕）は除く。
16	装飾街路灯	街路灯自体が広告と認められるもの。
17	店頭装飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商店の入口周辺に一時的に設置するもの。

※なお簡易除却の対象となる屋外広告物は、法第7条4項の立看板等の定義による。

改正後

5	はり札等	む等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でするし、若しくはくくりつける等容易に取り外すことのできる状態で取り付けたもの__
6	広告旗	表示面積3㎡以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易に取り外すことのできる状態で立て、又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
7	立看板等	木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に紙その他のものを張ったもの、又は直接塗装・印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等__
8	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱（電話柱及び東電柱を含む。）又は街路灯柱に取り付けた広告物
9	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取り付けた広告物__
10	宣伝車	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物__
11	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	電車又はバスの車体に長方形の枠を利用して表示した広告物__
12	上記以外の車体利用広告物	11以外の方式による電車又はバスに表示した広告物及び乗用車又は貨物自動車に表示した広告物__
13	アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱を利用して又は気球に広告表示したもの__
14	広告幕（網）	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの。表示面積3㎡を超えたのぼりを含む。 なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは前記2の広告板として扱う。
15	ア－チ	道路上を横断して設置するもの。広告幕（横断幕）は除く。
16	装飾街路灯	街路灯自体が広告と認められるもの__
17	店頭装飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商店の入口周辺に一時的に設置するもの__

※なお、簡易除却の対象となる屋外広告物は、法第7条4項の立看板等の定義による。

現 行

67頁22行目

(イ) 路面電車（注）又は高速道路を走行しない路線バス

67頁25～28行目

(ロ) 高速道路を走行する路線バス等は、車体後部に広告物を表示することはできない。また、一の車体当たりの表示面積の合計は、車体底部及び車体後部を除く全表面積の10分の3以下であること。

156頁 改正の沿革

平成24年3月30日規則第67号

160頁21行目

(平20規則69・追加、平21規則16・旧第10条の2 繰下)

165頁11行目

19規則44・第3項追加、平23規則72・一部改正)

179頁19行目に追加

208頁 8 行目

別表第1の2（第10条の3 関係）（平20規則69・追加、平21規則16・一部改正、平24規則67・一部改正・追加）

改正後

(イ) 路面電車（注）又は路線バス

(ロ) 削除

平成24年3月30日規則第67号
平成25年5月31日規則第104号

(平20規則69・追加、平21規則16・旧第10条の2線下、平24規則67・一部追加、平25規則104・一部追加)

19規則44・第3項追加、平23規則72・一部改正、平25規則104・一部改正)

附 則 [平成25年5月31日規則第104号]

(施行期日)

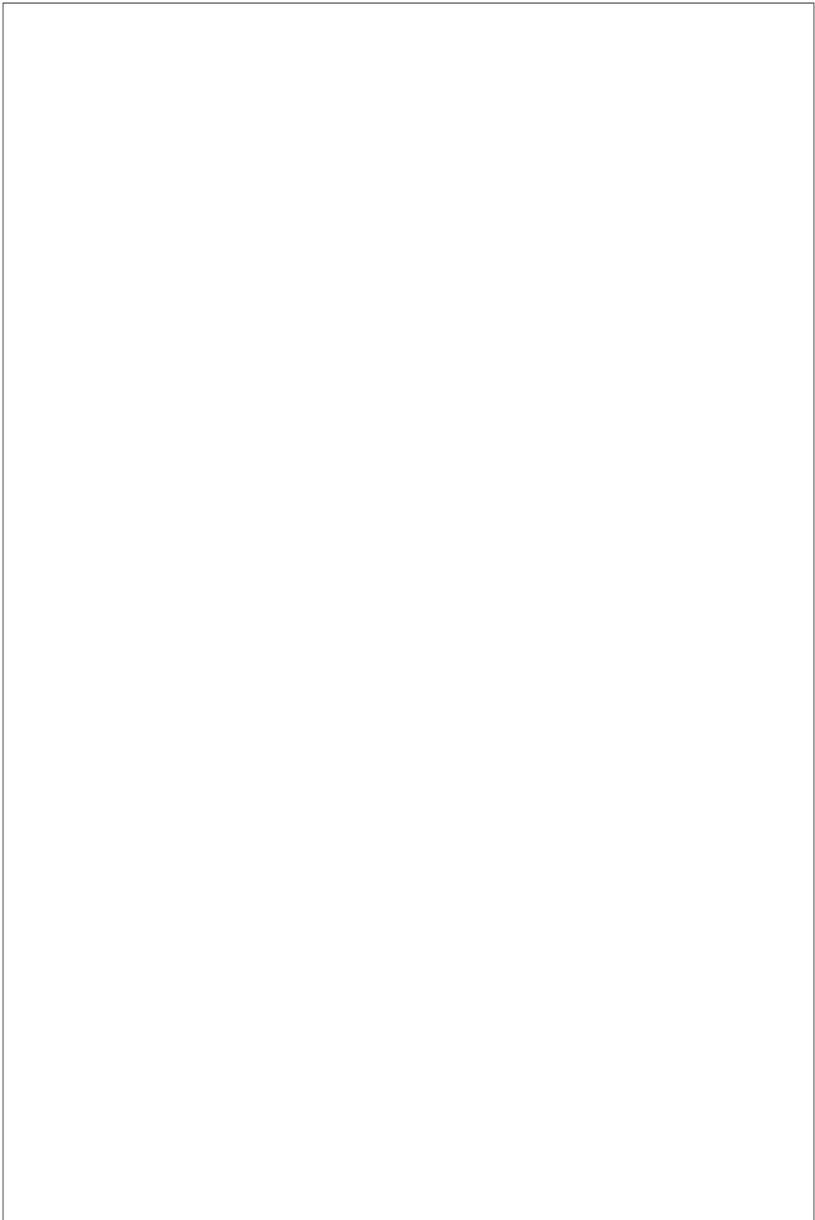
1 この規則は、平成25年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第3 六の部(三)の款1の項の改正規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日において、現にこの規則による改正後の東京都屋外広告物条例施行規則別表第1の2 六の項及び七の項に掲げる地区計画等の区域において、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）及びこの規則による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の許可に係る規定の適用については、平成28年5月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第1の2（第10条の3関係）（平20規則69・追加、平21規則16・一部改正、平22規則31・一部改正、平24規則67・一部改正・追加、平25規則104・一部追加）

213頁19行目に追加



改正後

<p>六 東京都市計画 地区計画古川親 水公園沿線景観 形成地区地区計 画（平成23年江 戸川区告示第 442号。以下こ の項において 「当地区計画」 という。）</p>	<p>江戸川区江戸川 四丁目、江戸川五 丁目及び江戸川六 丁目各地内</p>	<p>一 条例第13条から第17条までに規定する 広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等 （同条ただし書の規則で定める基準に 適合する場合を除く。）については、 次の基準に該当するものであること。 （一）建築物の屋上へ取り付けないこ と。 （二）赤色光を使用しないこと。 （三）光源が点滅しないこと。 （四）表示面積の合計は、当地区計画で 定める景観街区C（以下この項にお いて単に「景観街区C」という。） にあつては20平方メートル以下、当 地区計画で定める景観街区D（以下 この項において単に「景観街区D」 という。）及び当地区計画で定める 景観街区E（以下この項において単 に「景観街区E」という。）にあつ ては10平方メートル以下であるこ と。 （五）土地に直接設置する広告塔及び広 告板の地盤面から広告物の上端まで の高さは、景観街区Cにあつては10 メートル以下、景観街区D及び景観 街区Eにあつては5メートル以下で あること。</p>
<p>七 東京都市計画 地区計画二之江 西地区地区計画 （平成23年江戸 川区告示第437 号。以下この項 において「当地 区計画」とい う。）</p>	<p>江戸川区春江町 四丁目、春江町五 丁目、西瑞江五丁 目及び江戸川六丁 目各地内</p>	<p>一 条例第13条から第17条までに規定する 広告物等であること。 二 条例第13条第五号に掲げる広告物等 （同条ただし書の規則で定める基準に 適合する場合を除く。）については、 次の基準に該当するものであること。 （一）建築物の屋上へ取り付けないこ と。 （二）赤色光を使用しないこと。 （三）光源が点滅しないこと。 （四）表示面積の合計は、当地区計画で</p>

現 行

--

216頁16行目

規則44・平21規則16・平23規則72・一部改正)

220頁22行目

田5丁目

220頁23行目

羽田6丁目

222頁19～20行目

1 路面電車又は路線バス等における一の車体当たりの表示面積の合計は次の表のとおりであること。

222頁27行目

種 別	車体当たりの表示面積の 合計	備 考
路面電車	車体底部を除く全表面積の10 分の3以下	
路線バス等（高速道路を走行 しない路線バス等に限る。）	車体底部を除く全表面積の10 分の3以下	

改正後

		<p>定める景観街区A（以下この項において単に「<u>景観街区A</u>」という。）及び当地区計画で定める景観街区B（以下この項において単に「<u>景観街区B</u>」という。）にあつては10平方メートル以下、当地区計画で定める景観街区C（以下この項において単に「<u>景観街区C</u>」という。）にあつては20平方メートル以下であること。</p> <p>(五) <u>土地に直接設置する広告塔及び広告板の地盤面から広告物の上端までの高さは、景観街区A及び景観街区Bにあつては5メートル以下、景観街区Cにあつては10メートル以下であること。</u></p>
--	--	---

規則44・平21規則16・平23規則72・一部改正、平25規則104・一部改正

田五丁目

羽田六丁目

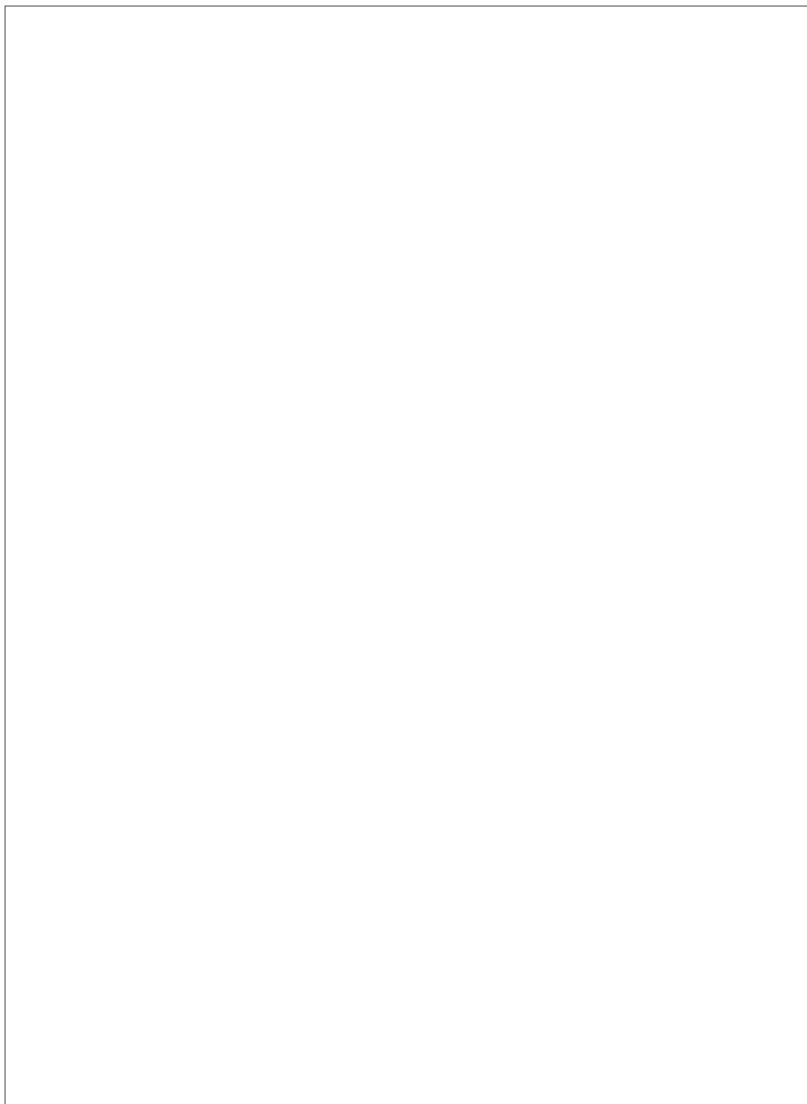
- 1 路面電車又は路線バス等における一の車体当たりの表示面積の合計は、車体底部を除く全表面積の10分の3以下であること。

表を削除

現 行

路線バス等（高速道路を走行しない路線バス等を除く。）	車体底部及び車体後部を除く 全表面積の10分の3以下	車体後部は広告物等を表示できない。
----------------------------	-------------------------------	-------------------

253頁に追加



改正後

○東京都告示第1104号

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「条例」という。）第15条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域（以下「歩行者道」という。）を次のとおり指定したので、条例第18条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成25年 8月 1日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

道 路 名	区 域			条例第15条の規定が適用される部分
	起 点	終 点	延 長 (単位メートル)	
一般国道 246号	港区元赤坂1丁目地先	港区元赤坂1丁目地先	約120	地下部分の歩行者道

○東京都告示第271号

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「条例」という。）第15条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域（以下「歩行者道」という。）を次のとおり指定したので、条例第18条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月 7日

東京都知事 梶 添 要 一

道 路 名	区 域			条例第15条の規定が適用される部分
	起 点	終 点	延 長 (単位メートル)	
特別区道中 日第5号線	中央区日本橋室町1丁目5番先	中央区日本橋室町2丁目3番先	約53	地下部分の歩行者道
特別区道中 日第19号線	中央区日本橋室町2丁目3番先	中央区日本橋室町2丁目2番先	約29	地下部分の歩行者道

区名	部	課	係名	所在地	電話 (大代表)
(区役所)					
千代田	まちづくり推進部	まちづくり総務課	占用係	千代田区九段南1-2-1	03(3264)2111
中央	環境土木部	道路課	道路占用係	中央区築地1-1-1	03(3543)0211
港	街づくり支援部	土木施設管理課	占用係	港区芝公園1-5-25	03(3578)2111
新宿	みどり土木部	土木管理課	占用係	新宿区歌舞伎町1-4-1	03(3209)1111
文京	土木部	管理課	道路占用係	文京区春日1-16-21	03(3812)7111
台東	都市づくり部	道路管理課	占用担当	台東区東上野4-5-6	03(5246)1111
墨田	都市整備部	土木管理課	占用担当	墨田区吾妻橋1-23-20	03(5608)1111
江東	土木部	管理課	管理係	江東区東陽4-11-28	03(3647)9111
品川	防災まちづくり事業部	土木管理課	占用係	品川区広町2-1-36	03(3777)1111
目黒	都市整備部	道路管理課	占用係	目黒区上目黒2-19-15	03(3715)1111
大田	都市基盤整備部	大森まちなみ維持課	事業管理担当	大田区大森西1-12-1	03(5764)0629
〃	〃	調布まちなみ維持課	〃	大田区雪谷大塚町4-6	03(3726)4300
〃	〃	蒲田まちなみ維持課	〃	大田区蒲田本町2-1-1	03(5713)2006
〃	〃	糀谷・羽田まちなみ維持課	〃	大田区萩中3-26-46	03(3741)3168
世田谷	都市整備部	建築調整課	建築調整担当	世田谷区世田谷4-21-27	03(5432)1111
〃	土木事業担当部	土木計画課	占用担当 (道路上)	〃	03(5432)1111
渋谷	土木清掃部	管理課	占用係	渋谷区宇田川町1-1	03(3463)1211
中野	都市基盤部	道路・公園管理分野	道路占用・ 監察分野	中野区中野4-8-1	03(3389)1111
杉並	都市整備部	土木管理課	占用係	杉並区阿佐谷南1-15-1	03(3312)2111
豊島	都市整備部	道路管理課	占用係	豊島区東池袋1-18-1	03(3981)1111
北	まちづくり部	都市計画課	開発調整担当	北区王子本町1-15-22	03(3908)1111
荒川	防災都市づくり部	施設管理課	占用係	荒川区荒川2-2-3	03(3802)3111
板橋	土木部	管理課	占用係	板橋区板橋2-66-1	03(3964)1111
練馬	土木部	管理課	道路占用係	練馬区豊玉北6-12-1	03(3993)1111
足立	都市建設部	道路管理課	占用係	足立区中央本町1-17-1	03(3880)5111
葛飾	都市整備部	道路管理課	占用掘削係	葛飾区立石5-13-1	03(3695)1111
江戸川	土木部	施設管理課	道路監察係	江戸川区中央1-4-1	03(3652)1151

扱 窓 口 一 覧 表

市・島しょ 事務所名	部	課	係 名	所 在 地	電 話 (大代表)
多摩建築指導事務所		管 理 課	調 査 係	立川市曙町3-7-10	042(548)2029
八王子	道路事業部	管 理 課	道路管理担当	八王子市元本郷町3-24-1	042(626)3111
立川	都市整備部	道 路 課	道路管理係	立川市泉町1156-9	042(523)2111
武蔵野	環 境 部	環境政策課	保 全 係	武蔵野市緑町2-2-28	042(251)5131
三鷹	都市整備部	道路交通課	管 理 係	三鷹市野崎1-1-1	042(245)1151
青梅	建 設 部	管 理 課	庶 務 係	青梅市東青梅1-11-1	042(822)1111
府中	生活環境部	環境政策課	管 理 係	府中市寿町1-5	042(364)4111
昭島	都市整備部	管 理 課	交通安全係	昭島市田中町1-17-1	042(544)5111
調布	環 境 部	環境政策課	生活環境係	調布市小島町2-35-1	042(481)7111
町田	建 設 部	道路管理課	許認可担当	町田市森野2-2-22	042(722)3111
小金井	都市整備部	道路管理課	道路管理係	小金井市本町6-6-3	042(383)1111
小平	都市建設部	みちづくり課	路 政 係	小平市小川町2-1333	042(341)1211
日野	まちづくり部	道 路 課	管 理 係	日野市神明1-12-1	042(585)1111
東村山	都市環境部	道路管理課	管 理 係	東村山市本町1-2-3	042(393)5111
国分寺	都市建設部	道路管理課	道路管理係	国分寺市戸倉1-6-1	042(325)0111
国立	都市整備部	道路下水道課	道路管理係	国立市富士見台2-47-1	042(576)2111
西東京	都市整備部	道路管理課	道路管理係	西東京市中町1-5-1	042(464)1311
福生	都市建設部	施 設 課	管理グループ	福生市本町5	042(551)1511
狛江	建設環境部	道路公園課	管 理 係	狛江市和泉町1-1-5	03(3430)1111
東大和	都市建設部	土 木 課	管 理 係	東大和市中央3-930	042(563)2111
清瀬	都市整備部	道路交通課	道路施設係	清瀬市中里5-842	042(492)5111
東久留米	都市建設部	施設管理課	管理調整担当	東久留米市本町3-3-1	042(470)7777
武蔵村山	都市整備部	道路公園課	維持補修 グループ	武蔵村山市本町1-1-1	042(565)1111
多摩	都市整備部	道路交通課	管 理 担 当	多摩市関戸6-12-1	042(375)8111
稲城	都市建設部	管 理 課	管 理 係	稲城市東長沼2111	042(378)2111
羽村	建 設 部	土 木 課	庶 務 係	羽村市緑ヶ丘5-2-1	042(555)1111
あきる野	都市整備部	管 理 課	管 理 係	あきる野市二宮350	042(558)1111
(町)					
瑞穂町	都市整備部	建 設 課	管 理 係	西多摩郡瑞穂町大字 箱根ヶ崎2335	042(557)0501
(島しょ)					
大島	大島支庁	土 木 課	管 理 係	大島町元町 字オンダシ222-1	04992(2)4411
八丈島	八丈支庁	土 木 課	管 理 係	八丈町 大賀郷2466番地2	04996(2)1111
小笠原父島・母島	小笠原支庁	土 木 課	住 宅 係	小笠原村父島字西町	04998(2)2121

区名	部	課	係名	所在地	電話 (大代表)
千代田区	まちづくり 推進部	まちづくり 総務課	占用係	九段南1-2-1	03(3264)2111
中央区	環境土木部	道路課	道路占用係	築地1-1-1	03(3543)0211
港区	街づくり支 援部	土木施設管 理課	占用係	芝公園1-5-25	03(3578)2111
新宿区	みどり土木部	土木管理課	占用係	歌舞伎町1-4-1	03(3209)1111
文京区	土木部	管理課	道路占用係	春日1-16-21	03(3812)7111
台東区	都市づくり部	道路管理課	占用担当	東上野4-5-6	03(5246)1111
墨田区	都市整備部	土木管理課	占用担当	吾妻橋1-23-20	03(5608)1111
江東区	土木部	管理課	管理係	東陽4-11-28	03(3647)9111
品川区	防災まちづ くり事業部	土木管理課	占用係	広町2-1-36	03(3777)1111
目黒区	都市整備部	道路管理課	占用係	上目黒2-19-15	03(3715)1111
大田区	都市基盤 整備部	大森まちな み維持課	事業管理担当	大森西1-12-1	03(5764)0629
〃	〃	調布まちな み維持課	〃	雪谷大塚町4-6	03(3726)4300
〃	〃	蒲田まちな み維持課	〃	蒲田本町2-1-1	03(5713)2006
〃	〃	糀谷・羽田 まちなみ維 持課	〃	萩中3-26-46	03(3741)3168
世田谷区	都市整備部	建築調整課	建築調整担当	世田谷4-21-27	03(5432)1111
〃	土木事業担当部	土木計画課	占用担当 (道路上)	〃	03(5432)1111
渋谷区	土木清掃部	管理課	占用係	字田川町1-1	03(3463)1211
中野区	都市基盤部	道路・公園 管理分野	道路占用・ 監察分野	中野4-8-1	03(3389)1111
杉並区	都市整備部	土木管理課	占用係	阿佐谷南1-15-1	03(3312)2111
豊島区	都市整備部	道路管理課	占用係	東池袋1-18-1	03(3981)1111
北区	まちづくり部	都市計画課	開発調整担当	王子本町1-15-22	03(3908)1111
荒川区	防災都市 づくり部	施設管理課	占用係	荒川2-2-3	03(3802)3111
板橋区	土木部	管理課	占用係	板橋2-66-1	03(3964)1111
練馬区	土木部	管理課	道路占用係	豊玉北6-12-1	03(3993)1111
足立区	都市建設部	道路管理課	占用係	中央本町1-17-1	03(3880)5111
葛飾区	都市整備部	道路管理課	占用掘削係	立石5-13-1	03(3695)1111
江戸川区	土木部	施設管理課	道路監察係	中央1-4-1	03(3652)1151

扱 窓 口 一 覧 表

市・町・島しょ 事務所名	部	課	係 名	所 在 地	電 話 (大代表)
多摩建築指導事務所	管 理 課	調 査 係		立川市曙町3-7-10 (立川仮庁舎内)	042(548)2029
(多摩建築指導事務所管内の市役所)					
八王子市	まちなみ整備部	まちなみ景観課	—	元本郷町3-24-1	042(626)3111
立川市	都市整備部	道 路 課	道路管理係	泉町1156-9	042(523)2111
武蔵野市	環 境 部	環境政策課	保 全 係	緑町2-2-28	042(251)5131
三鷹市	都市整備部	道路交通課	管 理 係	野崎1-1-1	042(245)1151
青梅市	建 設 部	管 理 課	庶 務 係	東青梅1-11-1	042(822)1111
府中市	生活環境部	環境政策課	管 理 係	寿町1-5	042(364)4111
昭島市	都市整備部	交通対策課	交通安全係	田中町1-17-1	042(544)5111
調布市	環 境 部	環境政策課	生活環境係	小島町2-35-1	042(481)7111
町田市	建 設 部	道路管理課	許認可担当	森野2-2-22	042(722)3111
小金井市	都市整備部	道路管理課	道路管理係	本町6-6-3	042(383)1111
小平市	都市建設部	まちづくり課	路 政 担 当	小川町2-1333	042(341)1211
日野市	まちづくり部	道 路 課	管 理 係	神明1-12-1	042(585)1111
東村山市	まちづくり部	道路管理課	管 理 係	本町1-2-3	042(393)5111
国分寺市	都市建設部	道路と下水道課	道路管理係	戸倉1-6-1	042(325)0111
国立市	都市整備部	道路下水道課	道路管理係	富士見台2-47-1	042(576)2111
西東京市	都市整備部	道路管理課	道路管理係	中町1-5-1	042(464)1311
福生市	都市建設部	施 設 課	管理グループ	本町5	042(551)1511
狛江市	都市建設部	まちづくり 推 進 課	まちづくり 推 進 担 当	和泉本町1-1-5	03(3430)1111
東大和市	都市建設部	土 木 課	管 理 係	中央3-930	042(563)2111
清瀬市	都市整備部	道路交通課	道路施設係	中里5-842	042(492)5111
東久留米市	都市建設部	施設管理課	管理調整担当	本町3-3-1	042(470)7777
武蔵村山市	都市整備部	道路公園課	維持補修 グ ル ー プ	本町1-1-1	042(565)1111
多摩市	都市整備部	道路交通課	管 理 担 当	関戸6-12-1	042(375)8111
稲城市	都市建設部	管 理 課	管 理 係	東長沼2111	042(378)2111
羽村市	建 設 部	土 木 課	庶 務 係	緑ヶ丘5-2-1	042(555)1111
あきる野市	都市整備部	管 理 課	管 理 係	二宮350	042(558)1111
(町)					
瑞穂町	都市整備部	建 設 課	管 理 係	箱根ヶ崎2335	042(557)0501
(島しょ)					
大 島	大島支庁	土 木 課	管 理 係	大島元町字オンダシ 222-1	04992(2)4441
八丈島	八丈支庁	土 木 課	管 理 係	八丈町大賀郷 2466-2	04996(2)1114
小笠原島・母島	小笠原支庁	土 木 課	住 宅 係	小笠原村父島字西町	04998(2)2123

※瑞穂町を除く町村の区域の窓口は、多摩建築指導事務所です。